

広報はちのへ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市広報発行規則（昭和25年八戸市規則第2号）第5条第2項の規定に基づき、市が毎月発行し、市内各戸へ配布する広報「広報はちのへ」（以下「市広報」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載者の資格)

第2条 市広報に広告を掲載できる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者
- (3) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号の規定に該当する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (5) 市に納付すべき市民税、固定資産税、軽自動車税又は国民健康保険税を現に滞納している者
- (6) その他広告掲載者として適当でないと市長が認める者

(広告掲載の基準)

第3条 市広報に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (5) 児童及び青少年の健全な育成を害するもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市広報に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告掲載の位置)

第4条 広告を掲載する位置は、市広報の「おしらせ欄」の最下段のうち市長が指定する場所とする。

(広告の規格等)

第5条 掲載する広告の1枠の大きさは、次の各号に掲げる広告の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1号広告 縦50mm、横170mm
- (2) 2号広告 縦50mm、横80mm
- (3) 3号広告 縦50mm、横50mm

2 市広報に掲載することができる広告は、1回の発行につき1号広告換算で7枠以内とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料の額)

第6条 広告掲載料の額は、次の各号に掲げる広告の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1号広告 150,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 2号広告 80,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (3) 3号広告 55,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(募集の方法)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、募集する広告の枠数、募集期間等の必要事項を市広報及び市ホームページ等に掲載して行うものとする。ただし、掲載希望件数が募集枠数に満たないときは、次の順位により、掲載対象者を選定して広告掲載の案内をすることができる。

- (1) 公社、公団、公益法人又はこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で、市内に事業所等を有するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告を掲載する者として適当であると市長が認めるもの

(広告掲載の申込み)

第8条 掲載希望者は、次に掲げる書類に掲載しようとする広告の案を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 広報はちのへ広告掲載申込書(別記第1号様式)
- (2) 広告掲載者の要件に関する申立書(兼同意書)(別記第2号様式)

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、前条に掲げる書類を受理したときは、募集期間終了後、速やかに広告掲載の可否を決定し、書面により掲載希望者にその結果を通知するものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下に準ずる電子データを提出しなければならない。この場合において、当該電子データの作成経費は、広告主の負担とする。
- 3 前条の規定による掲載希望件数が広告の募集枠数を超えたときは、抽選により決定するものとする。
- 4 市長は、広告掲載の可否を決定するに当たり疑義が生じたときは、八戸市有料広告審査委員会に審査を要求することができる。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、掲載希望者に対し必要な書類の提出を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、広告掲載料を当該広告が掲載される市広報の発行日の属する月の前月の27日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)までに、市が指定する納入通知書により一括納付しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載することができなかつたときは、広告掲載料の全額を還付するものとする。

(広告主の責任)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が広告掲載料を期日までに納入しなかったとき。
- (2) 広告主が広告の原稿等を期日までに提出しなかったとき。
- (3) 広告主が第2条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は虚偽の申請により広告掲載の決定を受けたことが判明したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

2 前項第3号及び第4号の規定により、市長が広告の掲載の決定を取り消した場合において、市に損害が生じたときは、広告主は市に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、市長と広告主とが協議して定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年6月2日から実施する。

広報はちのへ広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 八 戸 市 長

下記のとおり、「広報はちのへ」への広告掲載を申し込みます。

1 申込者

住 所 (所在地)	〒	
	電話	FAX
名称		
代表者 役職・氏名	®	
担当者	氏名	電話
	E-Mail	

2 掲載希望号(複数可)

発行号	申込締切日
年 月号	各発行日の前々月の末日 (土日祝のときは翌平日)
年 月号	
年 月号	
年 月号	
年 月号	
年 月号	

※発行号と発行日

1月号…12月20日、 2月号…1月20日、 3月号…2月20日、 4月号…3月20日、
5月号…4月20日、 6月号…5月20日、 7月号…6月20日、 8月号…7月20日、
9月号…8月20日、 10月号…9月20日、 11月号…10月20日、 12月号…11月20日

3 掲載希望内容

(1) 希望枠

- 1号広告（縦 50mm×横 170mm 以内）
- 2号広告（縦 50mm×横 80mm 以内）
- 3号広告（縦 50mm×横 50mm 以内）

(2) 広告案（上記希望広告枠の大きさの出力見本を貼付してください。この用紙の裏面に添付しても結構です。）

広告掲載者の要件に関する申立書（兼同意書）

年 月 日

(あて先) 八 戸 市 長

住 所
申込者 会 社 名
代表者氏名

印

1. 「広報はちのへ」への広告掲載の申込みに当たり、次のとおり申し立てます。
広報はちのへ広告掲載取扱要綱第2条(1)から(5)のいずれかにも該当しないこと。
2. 次の事項に同意します。
 - (1) 下記の税目について現に滞納がない旨証明するため、市が私の納税状況を確認すること。
 - ・ 市民税
 - ・ 固定資産税
 - ・ 軽自動車税
 - ・ 国民健康保険税
 - (2) 広報はちのへ広告掲載取扱要綱第2条(3)に該当しないことを確認するため、市から役員名簿等（下請契約（一次下請以降の全ての下請契約を含む。）又は再受託契約（再受託契約以降の全ての受託契約を含む。）の契約先を含む。）の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
 - (3) 提出した本申立書及び役員名簿等の正当性を確認するため、市が青森県警察八戸警察署長へ照会すること。
 - (4) 広報はちのへ広告掲載取扱要綱第2条(3)に該当した場合において、八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第4条の規定に基づき、公表されること。